

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

当社は、直接の取引先を通じてその先の取引先にまで働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上を図ります。既存の取引関係や企業規模等にとらわれず、オープンな連携を通じて共存共栄の関係を構築します。また、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先の BCP（事業継続計画）策定やテレワーク導入の助言・支援にも努めます。

(個別項目)

a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A 等の事業承継支援 等）

原料調達・加工・品質管理の各工程において、取引先との情報共有体制を強化し、安定供給と品質向上を両立します。必要に応じて、研究開発・新製品開発の共同検討を行い、オープンイノベーションの推進を図ります。

b. IT 実装支援（共通 EDI の構築、データの相互利用、IT 人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）

製造・検査データの電子化を進め、取引先とのデータ連携を強化します。生産管理や在庫管理に関する情報共有を推進し、効率化とトレーサビリティの向上を目指します。

c. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）

省エネ型設備への更新や再生可能エネルギーの導入を進め、製造工程の脱炭素化を図ります。取引先と連携して、環境負荷低減のための情報共有やグリーン調達を推進します。

d. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施等）

従業員の健康維持・増進に向けた施策を推進し、取引先にも健康経営の考え方を共有します。健康診断の受診促進やメンタルヘルス対策を継続的に実施します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

① 價格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払条件

下請代金を可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合は、割引料を下請事業者に負担させず、支払サイトを60日以内とします。

③ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先の働き方改革を尊重し、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時には取引先の負担軽減に配慮し、事業再開時には取引関係の継続に努めます。

3. その他（任意記載）

- 直接の取引先に限らず、サプライチェーン全体で価格転嫁が適切に行われるよう、情報発信と周知を行います。
- 取引先満足度調査を定期的に実施し、意見・要望を経営に反映します。
- 約束手形の利用廃止に向け、電子記録債権や現金払いへの移行を推進します。

令和7年（2025年）10月22日

株式会社カンダ技工 代表取締役 中山 哉